9月1日(木) 東京都・町田市合同総合防災訓練

備えて あんしん 地震対策!!

問 防災課 ☎724・2107

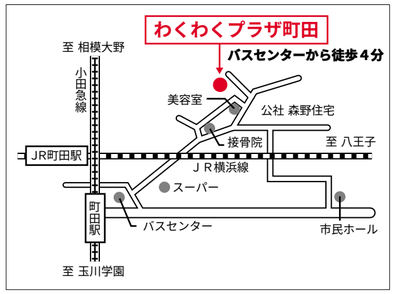

町田市シルバー人材センター

森野1−1−15 わくわくプラザ内
☎723・2147、FAX724・0407
http://www.bb.wakwak.com/machida-sc
会員数 男性2645人・女性890人
合計 3535人（7月1日現在）

町田市シルバー人材センターは、昭和55年3月6日に発足し、今年で創立25周年を迎えました。当センターは、60歳以上の働く意欲を持った元気な方を構成員とし、一般家庭・事業所・官公庁からの仕事を請負い、会員の希望に沿った仕事を提供することを目的としています。会員は、豊かな経験と知識で、お互いに協力し助け合って成し遂げるという「共働・共助」の理念をモットーに活動しています。

暮らしを明るくする シルバーサービスメニュー

○細かいところに気を配り 信頼集める技能サービス

- エアコン、換気扇洗浄
- クロス張替え
- 網戸張替え
- 家屋の修理
- 刃物砥ぎ
- 樹木剪定
- 障子、襖張替え

○心をとどける家事サービス

- 散歩や趣味のお相手
- 窓拭き
- 掃除、洗濯
- 蛍光灯、蛇口の取替え
- 買い物、食事作り
- 庭木の水遣り
- 布団干し、取り込み
- 物置の整理
- 片付け
- 除草

○多岐にわたる専門分野

- パソコン操作
- 賞状、宛名書き
- ホームページ作成
- 受付事務
- 各種イベント司会
- 経理事務
- 各種講座の講師
- 駐車場管理
- 家庭教師
- 施設管理
- 牛乳パック再利用・講習と販売

地域の暮らしをサポートするシルバーパワー！ ご利用のお問い合せはお気軽にどうぞ

仕事を依頼するには

まず、電話をおかけ下さい。シルバー人材センターは公益的、公共的な団体であり、責任を持って仕事をお引き受けします。

シルバー人材センターは、人材派遣ではなく、また、依頼主と仕事につく会員との間に雇用関係は発生しません。なお、危険・有害な仕事はお引き受けできません。

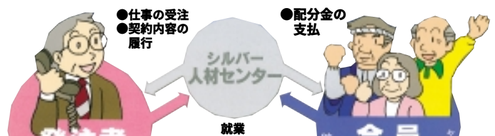

高齢者の方が、働くことを通じて、健康で生きがいを感じて暮らしていけるよう、活力ある地域社会作りに貢献しています

航空機騒音測定結果

◇2005年1月〜3月◇

問 環境保全課 ☎724・2711

航空機騒音発生状況（2005年1月〜3月）

測定場所	測定月	総数	騒音発生回数 70〜79デシベル	80〜89デシベル	90〜99デシベル	100デシベル以上
市役所屋上	05年1月	614	187	292	111	24
	05年2月	359	155	158	40	6
	05年3月	250	197	39	9	5
本町田東小学校	05年1月	424	170	215	37	2
	05年2月	225	108	96	19	2
	05年3月	106	85	17	4	0
小山小学校	05年1月	237	187	44	6	0
	05年2月	225	193	31	1	0
	05年3月	250	204	45	1	0
町田第五小学校	05年1月	376	171	137	56	12
	05年2月	197	107	60	24	6
	05年3月	174	141	30	2	1

※騒音計設置場所
市では1983年（昭和58年）3月に航空機騒音測定器を市役所屋上に設置し、24時間連続測定を開始。その後、1985年（昭和60年）2月から小山小学校、同年11月から本町田東小学校で同様の測定を開始しました。町田第五小学校は2003年（平成15年）1月から測定を開始しました。
※市役所屋上の日ごとの発生回数は図のとおりです。
※発生回数は、70デシベル以上の騒音が5秒間以上継続した回数です。
※音のめやす
70デシベル…目覚まし時計の音
80デシベル…地下鉄の車内
90デシベル…スピーカーの1メートル前で聞くカラオケの音
100デシベル…電車通過時のガード下

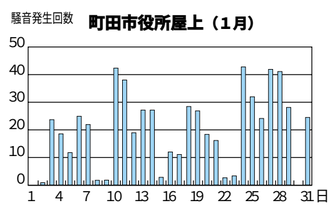

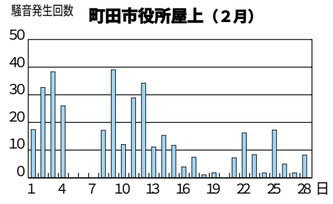

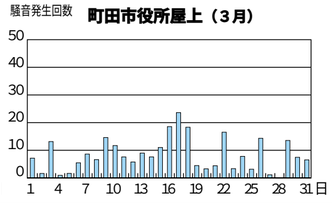

町田市職員募集（理学療法士・臨床検査技師は本紙7月1日号参照）

募集職種	募集人員	受験資格	日程等
一般事務Ⅰ類（大卒程度）	20人程度	1979（昭和54）年4月2日から1984（昭和59）年4月1日までに生まれた方	申込受付：8月18日(木)〜8月19日(金) 郵送受付：8月12日(金)まで(消印有効) 電子申請：7月11日(月)〜8月12日(金) PM5時まで 1次試験日：9月18日(日) 採用予定：2006年4月1日以降
一般事務Ⅱ類（短卒程度）		1982（昭和57）年4月2日から1986（昭和61）年4月1日までに生まれた方	
一般事務Ⅲ類（高卒程度）		1984（昭和59）年4月2日から1988（昭和63）年4月1日までに生まれた方	
一般事務Ⅲ類（身体障がい者対象、高卒程度）	若干名	自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な方で、次のすべての要件を満たす方 ①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方 ②1979（昭和54）年4月2日から1988（昭和63）年4月1日までに生まれた方 ③通常の勤務時間（原則として週40時間、1日8時間）に対応できる方 ④活字印刷文による出題に対応できる方	
診療放射線技師	1人	1975(昭和50)年4月2日以後に生まれた方で、診療放射線技師の資格を有する方または2006年春までに取得見込みの方	
助産師	2人程度	1970(昭和45)年4月2日以後に生まれた方で、助産師の資格を有する方または2006年春までに取得見込みの方	
看護師（イ）	20人程度	1970(昭和45)年4月2日以後に生まれた方で、看護師の資格取得後、看護師としての実務経験のある方	
看護師（ロ）	10人程度	1970(昭和45)年4月2日以後に生まれた方で、看護師の資格を有する方または2006年春までに取得見込みの方	

●全ての職種とも次の各号の一に該当する方は受験できません。①地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方②活字印刷文による出題に対応できない方
＊全職種とも募集要項と申込書は市役所、各市民センターで配布します。また町田市ホームページからもダウンロードできます。お問い合わせは、職員課（☎722・3111内線2241）へ。

「あなたの暮らしを支える 国民年金」

私たちは、誰でも必ず年をとります。また、病気やけがで障がいを負ってしまうこともあるかもしれません。

年金制度は、高齢や障がいによって働けなくなったり、働き手を失ったときに所得保障を行う仕組みで、世代と世代を支えあう制度です。

国民年金は日本に住む20歳以上60歳未満すべての人が加入して、一人ひとりが老後に共通の年金を受けられるように国が運営しています。

問 国保年金課国民年金係☎724・2127

保険料の納付方法は

平成17年度の保険料額は定額で、1か月1万3580円です。国民年金保険料納付案内書（納付書）を使って、最寄りの金融機関・郵便局で納めて下さい。市役所や各市民センターの窓口では納めることができません。納付書を紛失してしまった場合には、八王子社会保険事務所にお問い合わせ下さい。

また、口座振替をご希望の場合は、直接、金融機関・郵便局等で手続きをして下さい。こちらのお問い合わせも八王子社会保険事務所まで。

問 八王子社会保険事務所☎042・626・3511

学生納付特例制度があります

大学、専門学校、各種学校等の学生で本人の前年中の所得が118万円（年収約194万円）以下の場合、申請して承認されれば保険料納付が猶予される学生納付特例制度があります。

申請は、市役所国保年金課国民年金係またはお近くの市民センターでできます。学生証または在学証明書と認印をお持ち下さい。

この制度の対象となる各種学校については、これまで厚生労働省令で個別に定められた一部の各種学校に限られていましたが、平成17年4月からはすべての各種学校（1年以上の過程に在籍している方に限ります）が対象となりました。

承認期間は、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。また、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、受給額には反映されません。ただし、10年以内であれば、さかのぼって納めることができ、納めた場合は保険料納付済期間として扱われます（2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります）。

また、平成16年度の納付特例が承認された方で、平成17年度も納付特例を希望される方は、再度申請が必要ですので、お早めにお願いします。

保険料免除制度・若年者納付猶予制度があります

前年度の所得（収入）が少なく（一定の基準があります）、保険料を納めるのが困難なときには保険料の全額・半額免除制度、若年者納付猶予制度があります。

○全額免除・半額免除＝本人・配偶者・世帯主の所得が審査対象となります。

○若年者納付猶予＝平成17年4月にできた制度です。20歳代の方に限られ、本人・配偶者の所得が審査対象となります。

申請は国保年金課国民年金係またはお近くの市民センターでできます。認印と年金手帳をお持ちの上おいで下さい（町田市に転入された方は、前年もしくは前々年の所得が確認できる書類も必要です）。

承認期間は、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます（ただし、半額免除承認期間は半額保険料を納付しない限り未納期間となりますのでご注意下さい）。

なお、受給額（老齢基礎年金額）については、全額免除承認期間は保険料を全額納めた場合の3分の1、半額免除承認期間は全額納めた場合の3分の2として計算されます。若年者納付猶予に関しては受給額には反映されません。

いずれの場合も、10年以内であれば、さかのぼって納めることができ、納めた場合は保険料納付済期間として扱われます（2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります）。

また、平成16年度の免除が承認された方は平成17年6月までが対象となっています。今後も免除を希望される方は、再度申請が必要ですので、お早めに申請をお願いします。

特別障害給付金制度が始まりました

対象者は

①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生

②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者

①または②の方で任意加入していなかった期間中に初診日があり、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障害の状態にある方です。

相談及び請求書の提出先は、町田市役所国保年金課国民年金係です。給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月からとなります。

なお、収入や年金受給の状況によって支給が制限されることがあります。

こんなときは忘れずに手続きを！

20歳以上60歳未満の方

	必要な手続き	申請窓口
会社などを退職したとき	厚生年金等に加入していた方が、退職したときは第1号被保険者への変更手続きが必要です。	国保年金課国民年金係 または 各市民センター
配偶者の扶養（第3号被保険者）になったとき	厚生年金等に加入している配偶者の扶養（第3号被保険者）になったときは、健康保険の届出と一緒に勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社 または 共済組合
配偶者の扶養（第3号被保険者）でなくなったとき	収入が増えたり、離婚等により配偶者の扶養（第3号被保険者）でなくなったときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。	国保年金課国民年金係 または 各市民センター
配偶者が退職したとき	厚生年金等に加入していた配偶者が退職したときは、扶養されていた方（第3号被保険者）も第1号被保険者への変更手続きが必要です。	国保年金課国民年金係 または 各市民センター
配偶者が転職したとき	引き続き配偶者の扶養（第3号被保険者）になるときは、健康保険の届出と一緒に新しい勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社 または 共済組合

老齢基礎年金等の請求の手続き・相談

・国民年金第2号、第3号被保険者期間がなく、第1号被保険者期間のみで受給権のある方の老齢基礎年金	市役所国保年金課 国民年金係または各市民センター
・国民年金第1号被保険者期間に初診日のある方の障害基礎年金	市役所国保年金課 国民年金係
・国民年金第3号被保険者期間のある方、厚生年金等に加入していた期間のある方（退職時に精算した方も含む）の老齢基礎年金 ・国民年金第3号被保険者期間に初診日のある方の障害基礎年金	八王子社会保険事務所 または 町田年金相談センター（下図参照）

※すべての年金は、受け取れる資格があっても、本人の請求がなければ支給されません。

年金手帳をなくしてしまったら

再交付することができます。ただし、被保険者の種類により手続き先が異なりますのでご注意下さい。

第1号被保険者	市役所国保年金課国民年金係または各市民センター（八王子社会保険事務所から送付されます）
第2号被保険者	勤務先の会社等
第3号被保険者	配偶者の勤務先の会社等

社会保険事務所の業務内容

保険料の収納、納付書の再発行、厚生年金・国民年金に関する受給相談、請求手続き、加入記録の確認、年金額の試算、年金受給者あて通知の再発行等

年金相談センターの業務内容

厚生年金・国民年金に関する受給相談、請求手続き、加入記録の確認、年金額の試算、年金受給者あて通知の再発行等

八王子社会保険事務所

〒192−0075
八王子市南新町4−1 ☎0426・26・3511

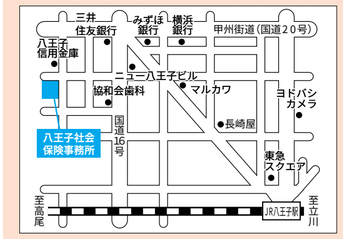

町田年金相談センター

〒194−0022
町田市森野1−15−13 パリオビル5階
受付時間：平日の午前9時から午後4時まで

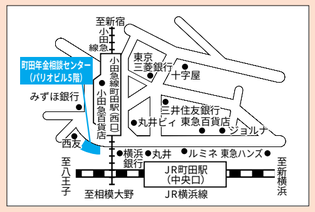

健康案内

8月の母子健康案内

問 健康課 ☎725・5422

事業名	会場	期日		時間	対象	内容	
もうすぐママ・パパのためのぷれぴよクラス（母親学級）−4日間コース−（申し込み制）	健康福祉会館	5日(金)		午後1時30分〜4時	16〜25週の妊婦	1日目	快適なマタニティライフのために
		12日(金)				2日目	妊娠中の日常生活と保育、妊婦体操(実習)
		19日(金)				3日目	歯の衛生、生活と栄養
		27日(土)		午前10時〜午後0時30分		4日目	もく浴法、呼吸法（実習）
離乳食講習会（申し込み制）	健康福祉会館	初期	5日(金)または26日(金)	午前9時55分〜11時45分	4〜5か月児	離乳食の進め方のお話と試食	
		後期	19日(金)	受付 午前9時30分から	8〜9か月児	離乳食後期のお話と試食、歯の話	
乳幼児母性相談	健康福祉会館	1、8、15、22、29日(月)		受付 午前9時45分〜11時30分 午後1時30分〜3時	2か月児〜就学前	身長・体重測定、保育相談、栄養相談、母性相談、家族計画の相談	
	こどもセンターぽあん	12日(金)					
	鶴川分館	4日(木)					
	健康相談室 忠生	17日(水)					
	堺市民センター	10日(水)					

8月のBCG予防接種のご案内

問 健康課 ☎725・5422

会場	期日	時間	対象	内容
鶴川市民センター	2日（火）	午前10時〜11時30分	3か月〜6か月未満の子ども	BCG予防接種 持ち物（母子手帳、予診票）
小山市民センター	5日（金）			
健康福祉会館	31日（水）	午前10時〜11時30分 午後1時30分〜3時		

熱中症にご注意下さい

「熱中症」とは、暑い環境において体の中でできた熱が、体外へ十分放散されないことにより起こります。頭痛、めまい、吐き気などから、重症になるとけいれんや意識障害等が見られます。次の点にご注意下さい。

○一般的な注意

- 長時間野外に出るのは控えましょう。
- 野外では帽子や日傘等を使用しましょう。
- 水分を多く補給しましょう。

○スポーツをする際の注意

- 体調が悪いときには、体温調節機能も低下するので無理な運動はやめましょう。
- 急に暑くなった場合は、暑さに慣れるまでの数日間は運動量を減らしましょう。
- 同じ気温でも運動強度や湿度が高いと、熱中症の危険性も高まります。運動中は積極的に休息をとり水分を補給しましょう。
- なるべく軽装にして、野外の場合は帽子を着用し、防具をつけるスポーツでは休憩中に衣類をゆるめて熱を逃がしましょう。

問 町田市健康課 ☎725・5471、東京都町田保健所 ☎722・0621